

例会報告

第2615回例会報告議事録

日時 令和2年8月4日(火曜日)

場所 ハート柏迎賓館

時間 12:15点鐘

国歌斉唱・ロータリーソング「奉仕の理想」

ビジター: なし

S.A.A.: 小池喜之

ゲスト: 古谷野賢一様(弁護士・銀座ヒラソル法律事務所)

米山奨学生 グエン・ビッグ・フォンさん

会長挨拶

村越会長



毎回毎回、新型コロナウイルスの話をするのも気が引けるのですが、連日、一日の感染者数が全国で千人を越えているですとか、東京で300人超えですとか、昨日は千葉県でも41人感染したとか、我孫子市でも昨日2名、累計28名、非常に危機的な状況なのかもしれませんが、本日あえて例会を開催させていただきました。

今日は円卓からスクール形式にさせていただいて、食事中、マスクをはずしている時は極力話を控えるという形でなんとか安全を確保しながら例会を続けていければと思っております。

先週の例会後の臨時理事会で、来週の11日と18日はお盆ということもありますので休会とさせていただくことにしました。25日から通常例会ですが、極力注意を払いながら行いたいと思っております。

新しい例会の参加方法ということで、ズームか何かを利用してリモートで事務所や自宅でも例会に参加できるように本日、実験的に映しています。

感染の状況、政府や県の方針等を踏まえながら、もしかすると急に休会にしなければいけないことも発生するかもしれません。急なご案内になりますこともご容赦いただければと思います。

本日、古谷野会員のご主人様、古谷野賢一様にお越しいただきまして卓話をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

村越会長より米山奨学生グエン・ビッグ・フォンさんへ奨学金授与



米山奨学生 グエン・ビッグ・フォンさんより

皆様、改めまして、フォンと申します。今日は1ヶ月振りのご挨拶で、お名前をまだ覚えていなくて本当に申し訳ありません。これから頑張りますので、よろしくお願いいたします。先生の卓話を楽しみに聞かせていただきます。よろしくお願いいたします。

親睦委員会報告

柳田委員長



本日は特に委員会からの連絡はございませんが、お誕生日のお祝いが3名いらっしゃいます。

塩毛会員(8日)、寺井会員(24日)と、柳田はめでたく本日(4日)が誕生日の私です。



塩毛会員より

今日はお誕生日祝いをいただきまして、ありがとうございます。だいぶ年を重ねてきたものですから誕生日を迎えると考えられています。

年齢のことと職業のことで、教育家であり哲学者である森信三さんの「人生二度なし」という本の中で、こんな件を書いておられましたので、ちょっと紹介させていただきます。

「どうせやるなら覚悟を決めて十年やる。

すると、二十からでも三十までには一仕事できるものである。

それから十年本気でやる。
 すると、四十までに頭をあげるものだが、それでいい気にならずにまた十年頑張る。
 すると五十までには群を抜く。
 しかし五十の声を聞いた時には、大抵のものが息を抜くが、それがいけない。
 『これからが仕上げだ』と、新しい気持ちでまた十年頑張る。
 すると、六十ともなれば、もう相当に実を結ぶだろう。
 だが、月並みの人間はこの辺で楽隠居がしたくなるが、それから十年頑張る。
 すると、七十の祝いは盛んにやってもらえるだろう。
 しかし、それからまた、十年頑張る。
 すると、このコースが一生で一番面白い。」
 自分はどうなのかなと思ったりしている自分がいます。この方は明治24年から平成4年まで生きられ、96歳まで生きられた方ですが、今、人生100年時代と言われてはいますが、この時代だったら、この先に何て書かれてたんだらうなと思います。



柳田会員より

本日8月4日が私の誕生日です。51歳になりました。あやうく息を抜くところでした。復活しなければいけないなど、気を引き締めて皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

出席委員会報告

前田委員長



24名(出席免除者含む)出席(全員で32名) 出席率75%
 業務の為: 上村英生会員、佐藤拓会員、佐藤(雅)会員、寺井会員、湯下会員

幹事報告

倉持幹事



- ・地区より日本のロータリー100周年の記念切手発行のお知らせ受理。
 全国の郵便局もしくは郵便局のネットショップで9月18日から購入できるそうです。
 ご興味ある方いらっしゃいましたらご購入ください。
- ・本日、例会終了後に理事会がごさいますので理事の方は会場にお残りください。

卓話

古谷野賢一様



最近の法改正(時効・保証)について

いつも妻がお世話になっております。会員ではないんですけども、今日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

今年の4月1日から120年振りの大改正である改正民法が施行されました。かなり広い範囲が変わったのですが、今日は会社経営に携わる方が多いのではないかとということで、時効、保証を中心にお話させていただきたいと思っております。

時効には取得時効と消滅時効というものがあり、今回、消滅時効が大きく改正されました。

取得時効というのは他人のもの、土地等を所有の意思を持って、平穩・公然に占有した場合20年で取得することができ、他人のものだということを知らず、無過失の場合は10年で取得することができる、ということです。

今日、メインにお話する消滅時効というのは、債権者が長期間、権利の行使をしないと権利が消滅するというものです。たとえば誰かからお金を借りても、長期間借りていたら、いつの間にか返さなくてもよくなります。

時効を主張するためには「援用」しなければいけません。援用というのは、時効の利益を行使をしたい、ということなんです。

(次ページへ続く)

今回、大きく変わったところは、消滅時効の起算点や時効期間です。

改正前は権利を行使できる時から10年間だったのが、改正後は①権利を行使できることを知った時から5年間、②権利を行使できる時から10年間となり、①が加わりました。

たとえば令和2年7月末に払わなければならない借金は、今までは10年後の7月末までは時効によって消滅しなかったのが、改正後は令和7年7月末になると、権利を行使できることを知っていたら、時効で消えます。時効の管理がかなり必要になります。

今回の法改正で商事債務の消滅時効は廃止されました。

不法行為による損害賠償請求権は、たとえば交通事故にあった場合は、損害及び加害者を知った時から3年、不法行為の時から20年となりました。盗難にあった場合も一緒です。

同じ不法行為でも人の生命又は身体を害する不法行為の場合は、損害及び加害者を知った時から5年ということで長くなっています。

裏側の方に行きまして、職業別短期消滅時効というものは昔はけっこう使っていたのですが、改正法では削除されました。

判決で確定した権利については10年ということになります。

いつから改正法が適用されるかについては、改正法の施行日は今年の4月1日です。

貸金債権の場合は、従来は2年でしたが、改正法では原則5年、当分の間は3年となり1年だけ伸びています。

3月以前の貸金については2年、4月以降については3年になります。

3月31日までに締結されていた賃貸借契約に基づく賃料債権については旧法が適用され、3月31日以前締結の基本契約に基づく個別契約であっても、債権は個別契約に基づいて締結されるので4月1日以降成立分には新法が適用されます。

4月1日以降に合意更新や自動更新があった時はどうなるかということ、私としてはよくわからないところなのですが、更新後には新法が適用されるというのが法務省の立法担当者の見解です。更新があったときはちょっと注意です。

時効が完成しそうな時はどうするかということ、時効の完成をストップするには、時効の更新と時効の完成猶予というものがあります。

時効の更新というのは、進行した時効期間をリセットして新たに時効期間の進行を始めることです。旧法上の時効の中断と同じです。

時効の完成猶予というのは、とりあえず一定期間、時効が完成させないようにすることです。

時効が完成しそうな時は、催告を行うと、催告時から6ヶ月間時効が完成しません。けれども催告は一時しのぎにしかありません。

本格的には、裁判上の請求、調停申し立て、訴訟提起、支払催促をすることになります。

債務の承認という方法もあります。債務者が債務を承認すると、時効が更新されます。よく債務の確認書が送られてくることがあるかと思いますが、時効を中断するためです。旧法上の判例では、債務の一部でも払ったら、全体が承認され時効がストップされました。

時効完成後の債務の承認は、改正法には明記されていませんが、旧法上の判例で、時効完成後に債務を承認した場合には信義則上、時効の援用をすることができません。これは、債権者も債務者も両方気をつけておかないといけないのかなという感じがします。

連帯保証人は、主たる債務者に時効が完成した時は、連帯保証人も主たる債務者に時効が完成したよということを主張できます。連帯保証人も払っていないのに、主たる債務者に時効が完成すると、連帯保証人も時効が完成したのだから俺も払わないということが言えるので、主たる債務者を逃がさないように気をつけてほしいと思います。主たる債務者に履行の請求等による時効の完成猶予及び更新は保証人に対しても効力が及びます。

保証についての改正点は、かなりむずかしい話も多いのでかなり端折って書いてあります。

個人の根保証契約(個人が一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約)は極度額(上限の金額)を定めなければ効力を生じません。

保証人から、今、ちゃんと払ってるの?とか債務の残額について聞かれたら答えなければなりません。

主たる債務者が期限の利益を喪失した時(分割払いでは払うべきところを、なかなか払わないと一括で払わなければならない時)から2ヶ月以内に保証人に通知しなければならず、これを怠ると通知するまで遅延損害金を保証人に請求できません。

事業の為に負担する貸金債務を個人が保証する場合には、公正証書を作成しないと効力を生じません。かなり厳しくなっています。

主たる債務者が事業のために負担する債務の保証を個人に委託する時は、保証人に対し、その会社の財産の状況とか、どの程度借金を負っているのか、ちゃんと払っているのか等を話さなければならぬし、債権者が嘘の情報を言ったことによって保証人が誤認して保証をした場合は保証

人は保証契約を取り消すことができます。

個人の根保証契約の債務は、主たる債務者または保証人が死亡した時に元本が確定し、その後発生する主債務については保証債務を負いません。

個人の根保証契約について、子どもが借りるアパートの連帯保証人になったことがある方は多いと思うのですが、極度額を100万円というように極度額を決めないと保証契約は無効となります。

そんなに借金を負えないから連帯保証人を嫌がる人が増えていますが、そういう場合、保証会社を使うことが多くなっています。または連帯保証人の数を増やすこともあります。

3月31日以前に成立した賃貸借契約に個人の連帯保証人がいる場合の契約更新時の対応については、何も書かなければ連帯保証人の責任は何年間も続きます。

最近では定期借家契約というものがあり、それは更新が予定されていないので、その期間が終了したら連帯保証人の責任も終わります。保証債務を負わせる為には極度額を定めた保証契約を締結するほかありません。

このように保証の問題も非常にむずかしく、未解決の問題もいろいろあるのですが、大きく変わったということで注意していただければと思います。

非常に駆け足でお話したのでわかりにくいところもあったかと思いますが、こういうことがあったなということを入れておいていただければありがたいと思います。

本日はありがとうございました。

開会の言葉

村越会長

以上を持ちまして2615回の例会を閉会いたします。点鐘いたします。

ニコニコBOX

お名前	メッセージ	金額
村越会長	古谷野様 卓話ありがとうございました。	1,000円
荒井会員	古谷野先生 卓話ありがとうございました。	1,000円
今井会員	長期間にわたり欠席しました。	1,000円
小野会員	古谷野様 卓話ありがとうございました。	1,000円
上村文明会員	古谷野賢一様 卓話ありがとうございました。	1,000円
小池会員	古谷野様 卓話ありがとうございました。	1,000円
塩毛会員	・卓話に乾杯！ ・誕生祝い、ありがとうございました。	1,000円
関根会員	古谷野先生ありがとうございました。	1,000円
日暮会員	卓話ありがとうございました。	1,000円
前田会員	古谷野様 卓話ありがとうございます。	1,000円
柳田会員	古谷野様ありがとうございました。	1,000円
依田会員	卓話ありがとうございます。	1,000円
米田会員	卓話ありがとうございました。	1,000円
	当日計	13,000円
	今期累計	85,000円

今週の表紙「手賀大橋」

手賀大橋（てがおおはし）は、柏市と我孫子市を結ぶ橋で、手賀沼のほぼ中央に位置しています。橋のデザインは“水鳥のはばたき”をイメージしています。

橋を挟む我孫子市側には「手賀沼親水広場」、「鳥の博物館」、柏市には「手賀の丘公園」などの施設があり、水と自然の中で癒しのひとときを過ごすことができます。

ロータリーの友事務局 ホームページ www.rotary-no-tomo.jp メールは web@rotary-no-tomo.jp

環境NPOオフィス町内会が中心となって2005年に立ち上げた新たな間伐促進活動が「森の町内会」です。この活動に賛同して「印刷用紙」や「コピー用紙」を使用する企業は2009年9月現在、92社にのぼり、その環境貢献として促進される岩手県岩泉町・葛巻町・青森県三沢市での間伐は、年間30haの規模になっています。グリーン購入大賞で大賞を、山村カコンクールで林野庁長官賞を受賞しています。



この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。

我孫子ロータリークラブは、環境貢献として、「森の町内会」を応援します。